

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 藤英建設株式会社(法人番号8040001061757)
- 業者の住所 : 千葉県旭市二の6292-4
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年9月16日から令和4年9月29日まで (2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者は、令和2年4月29日、千葉県旭市の工場におけるスレート屋根補修工事において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。
この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日、罰金刑に処せられた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内